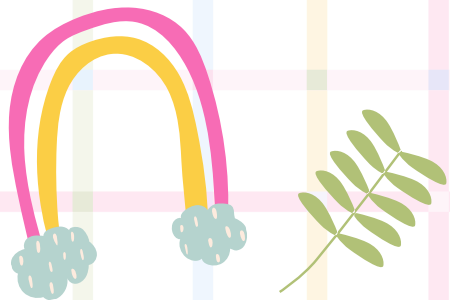


益子町若年層等 Uターン支援金



子育て世帯やUターンなど、
若年層等の世帯の方へ向けて、
移住定住の促進を目的に
支援制度を実施しております。

支援金の額



- 住宅取得(新築) 50万円
- 住宅取得(中古) 10万円
- マイカー取得 25万円

※支援金の額は一律。

移住定住ワンストップサイト
ましこの暮らし



その他の支援など
移住に関する
情報はコチラ！



＼移住のことなら！／

益子町移住サポートセンター

〒321-4225
栃木県芳賀郡益子町長堤5530
(道の駅ましこ内)

☎ 0285-72-5530
✉ iju@m-mashiko.com

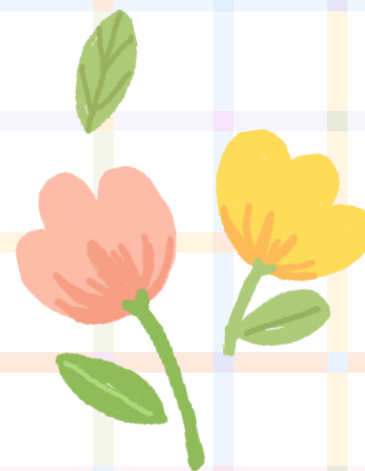
お問い合わせ

益子町役場 観光商工課
移住定住促進担当

〒321-4293
栃木県芳賀郡益子町益子2030

☎ 0285-72-8838
✉ mirai@town.mashiko.lg.jp

益子町 移住定住 支援制度の ご案内





対象者




- ・申請する本人またはその配偶者が、若年層等(49歳未満)
- ・転入前3年以上継続して町外に住所を有していた方
- ・益子町に移住定住した方で、住まい又はマイカーを取得した方
(令和8年4月1日以降で、転入日の6か月前の日から転入日の2年後の日までの間に住宅又はマイカーを取得した方)



住宅取得

- ・住宅を取得日から3年以上自己の居住のために使用すること。
- ※共有名義の場合は、世帯において主として世帯の生計を維持している方、または住宅取得にかかる経費を多く負担している方が対象となります。

マイカー取得

- ・東京圏に3年以上継続して居住していた方で、本町へ転入した方。
 - ・マイカーを取得日から1年以上自己の日常生活のために使用すること。
- 



申請方法



1.交付申請

【共通して必要な書類】

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・誓約書(様式1-2号)
- ・住民票・町税納付状況確認承諾書(様式1-3号)
又は益子町の住民票および納税証明書


+ 申請する支援金の種類に応じて必要な書類↓



【住宅取得支援金】

- ・住宅に関する情報及び共有者承諾書(様式1-4号)
- ・住宅の全部事項証明書(登記簿謄本)
- ・住宅の間取り図及び位置図

【マイカー支援金】

- ・転入前の住民票の写し(世帯全員分)
 - ・戸籍の附票の写し(住民票の写しで東京圏に3年以上居住していることが確認できない場合に限る)
 - ・自動車車検証の写し
 - ・領収書等の写し
- 

※条件によって、別途書類の提出が必要となる場合があります。



2.町が交付決定

3.交付請求



- #### 【必要な書類】
- ・交付請求書
 - ・その他必要書類

4.支援金の交付(お振込み)

※支援金の受領後、要件を満たさなくなった場合、補助金を返還していただくことがあります。



対象期間

補助の対象となる期間

令和8年4月1日～
令和13年3月31日まで

申請期限

取得日より1年以内に申請

